

草津市公報

発行日 令和2年4月1日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 6 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 規 則

草津市立幼保連携型認定こども園および草津市立保育所における預かり保育および延長保育の実施に関する規則の一部を改正する規則（幼児課） 2

草津市立自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則（交通政策課） 2

草津市立南草津駅自転車自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則（交通政策課） 2

草津市立草津駅前地下駐車場条例施行規則の一部を改正する規則（交通政策課） 3

◎ 告 示

公示送達について（介護保険課） 3

住民票の職権消除について（市民課） 4

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する要綱（子ども家庭課） 4

生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課） 4

草津市魅力店舗誘致事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（都市再生課） 4

草津市介護予防型訪問サービス事業所の廃止について（介護保険課） 5

草津市大路地区商店街周辺における防犯カメラの設置および運用に関する要綱の一部を改正する等の要綱（商工観光労政課） 5

公示送達について（税務課） 6

市道の路線認定について（土木管理課） 6

道路の区域決定について（土木管理課） 7

道路の区域変更について（土木管理課） 7

道路の任用開始について（土木管理課） 7

住民票の職権消除について（市民課） 8

◎ 公 告

都市計画変更案の縦覧について（都市計画課） 8

都市計画変更案の縦覧について（都市計画課） 8

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 9

草津農業振興地域整備計画変更の縦覧について（農林水産課） 9

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 9

申告期限の延長について（税務課） 10

◎ 教育委員会規則

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則（幼児課） 10

◎ 教育委員会告示	
草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）	10
草津市教育委員会臨時会の招集について（教育総務課）	11
◎ 選挙管理委員会告示	
50分の1、6分の1、3分の1の数について	11
公職の候補者の選挙運動に関する収入および支出の報告書の要旨の公表について	11
◎ 農業委員会告示	
草津市農業委員会総会の招集について	11
◎ 上下水道事業告示	
草津市指定下水道工事店の代表者の異動について（上下水道総務課）	12
◎ 訂 正	
草津市公報第1号の訂正	12

規 則

草津市立幼保連携型認定こども園および草津市立保育所における預かり保育および延長保育の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月2日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第4号

草津市立幼保連携型認定こども園および草津市立保育所における預かり保育および延長保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

草津市立幼保連携型認定こども園および草津市立保育所における預かり保育および延長保育の実施に関する規則（平成27年草津市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（預かり保育の利用定員）

第3条 預かり保育の利用定員は、こども園条例別表に掲げる幼保連携型認定こども園（同項において「各こども園」という。）ごとに1日につき30人以内とし、市長が各こども園の状況に応じて定めるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の草津市立幼保連携型認定こども園および草津市立保育所における預かり保育および延長保育の実施に関する規則の預かり保育の申込みおよびこれに対する承認の手續その他の行為は、この規則の施行の前においても行うことができる。

（令和2年3月2日掲示済み）

草津市立自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月4日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第5号

草津市立自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

草津市立自転車駐車場条例施行規則（昭和56年草津市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「とき」を「場合」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 定期使用者が有効期間の中途において使用を禁止された場合 その事由が生じた日以後使用できなくなった日数を有効期間で除して得た数に、定期使用料を乗じて得た額

第7条第1項中第3号を第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 定期使用者が転勤その他やむを得ない事情により定期使用期間の開始前に使用を解約した場合 全額

(4) 定期使用者が転勤その他やむを得ない事情により3月定期の有効期間の中途において使用を解約した場合にあつては、次に掲げる額

ア 有効期間が1月を超え2月に満たない場合

1月の定期使用料の額

イ 有効期間が2月を超える場合 2月の定期使用料の額

第7条第2項中「10円」を「100円」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和2年3月4日掲示済み）

草津市立南草津駅自転車自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月4日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第6号

草津市立南草津駅自転車自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

草津市立南草津駅自転車自動車駐車場条例施行規則（平成14年草津市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 定期使用者が転勤その他やむを得ない事情により定期使用期間の開始前に使用を解約した場合
全額

(4) 定期使用者が転勤その他やむを得ない事情により3月定期の有効期間の中途において使用を解約した場合にあっては、次に掲げる額

ア 有効期間が1月を超え2月に満たない場合
1月の定期使用料の額

イ 有効期間が2月を超える場合 2月の定期使用料の額

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和2年3月4日掲示済み)

草津市立草津駅前地下駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月4日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第7号

草津市立草津駅前地下駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

草津市立草津駅前地下駐車場条例施行規則（平成8年草津市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(定期駐車券を紛失した場合の手続)

第8条 駐車場を定期駐車により使用している者が、定期駐車券を紛失または破損したときは、定期駐車券交付申請書（別記様式第2号）を提出し、再交付を受けることができる。この場合において、市長は、実費相当分の金額を徴収するものとする。

第9条の次に次の2条を加える。

(使用者の遵守事項)

第10条 駐車場の使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 駐車的位置については、係員の指示に従うこ

と。

(2) 車両には必ず施錠を行う等、盗難防止に努めること。

(3) 定期駐車券等を他人に譲渡または貸与しないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の使用に当たっては、条例、この規則および係員の指示に従うこと。

(細目)

第11条 この規則に定めるもののほか、駐車場の管理運営について必要な事項は、市長が定める。

別記様式第2号中「（第4条第1項関係）」を「（第4条第1項、第8条関係）」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和2年3月4日掲示済み)

告 示

草津市告示第41号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年3月2日

草津市長 橋 川 涉

1 送達すべき書類

平成31年度 第8期介護保険料督促状

平成31年度 介護保険料額変更決定通知書

介護保険料還付通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和2年3月9日に送達があったものとみなす。

平成31年度第8期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	山本 三郎	〒200-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
2	山本 三郎	〒200-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
3	山本 三郎	〒200-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
4	山本 三郎	〒200-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
5	山本 三郎	〒200-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
6	山本 三郎	〒200-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
7	山本 三郎	〒200-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
8	山本 三郎	〒200-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
9	山本 三郎	〒200-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
10	山本 三郎	〒200-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
11	山本 三郎	〒200-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
12	山本 三郎	〒200-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
13	山本 三郎	〒200-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
14	山本 三郎	〒200-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
15	山本 三郎	〒200-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
16	山本 三郎	〒200-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
17	山本 三郎	〒200-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
18	山本 三郎	〒200-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
19	山本 三郎	〒200-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
20	山本 三郎	〒200-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

(令和2年3月2日揭示済み)

介護保険料滞付通知書公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	山本 三郎	〒200-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
2	山本 三郎	〒200-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

平成31年度介護保険料額変更決定通知書公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	山本 三郎	〒200-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

草津市告示第42号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条ならびに住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条および第12条第1項の規定により、次の者の住民票を消除したが、次の者に通知することが困難であるため、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年3月4日

草津市長 橋川 渉

住所	氏名
草津市野路東五丁目25番20-502号 マリーベル南草津	駒崎 哲一

(令和2年3月4日揭示済み)

草津市告示第43号

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格

支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月6日

草津市長 橋川 渉

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する要綱
草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成28年草津市告示第121号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「老人控除対象配偶者」を「70歳以上の同一生計配偶者」に改める。

付 則

この要綱は、令和2年3月6日から施行する。

(令和2年3月6日揭示済み)

草津市告示第44号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年3月9日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
みつだ内科 クリニック	草津市野路四丁目4番1号	令和2年3月1日

(令和2年3月9日揭示済み)

草津市告示第45号

草津市魅力店舗誘致事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月10日

草津市長 橋川 渉

草津市魅力店舗誘致事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市魅力店舗誘致事業補助金交付要綱（平成26年草津市告示第122号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「（平成25年11月29日認定）」を削る。

付 則

この要綱は、令和2年3月10日から施行する。

（令和2年3月10日揭示済み）

草津市告示第46号

草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第8条第2項に基づき事業の廃止届出があったので、同要綱第9条の規定に基づき告示する。

令和2年3月10日

草津市長 橋 川 涉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
アサヒサンク リーン在宅介 護センターか がやきの杜	滋賀県草津市岡 本町1371番地7 フレール西鴻池 205号室	アサヒサンク リーン株式会 社 静岡県静岡市葵区本 通十丁目8番地の1	代表取締役 田 崎 哲 愛知県名古屋市長 区南大高二丁目 209番地	介護予防型 訪問サービ ス	令和2年 3月31日	2570601654

（令和2年3月10日揭示済み）

草津市告示第47号

草津市大路地区商店街周辺における防犯カメラの設置および運用に関する要綱の一部を改正する等の要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月10日

草津市長 橋 川 涉

草津市大路地区商店街周辺における防犯カメラの設置および運用に関する要綱の一部を改正する等の要綱

（草津市大路地区商店街周辺における防犯カメラの設置および運用に関する要綱の一部改正）

第1条 草津市大路地区商店街周辺における防犯カメ

ラの設置および運用に関する要綱（平成20年草津市告示第59号）の一部を次のように改正する。

題名中「大路地区」を削る。

第1条中「大路地区」を「草津市の」に改める。

第2条中「ディスプレイ（映像表示装置）および」を削り、「録画のために必要な」の右に「電子記録媒体等を含む」を加える。

第3条中「機器等の主なもの」を「数量」に改める。

第6条中「別表に定める設置場所およびその周辺」を「設置場所の周辺」に改める。

第9条第2号中「画像サーバのハードディスク」を「電子記録媒体」に改め、同条第3号中「ハードディスク」を「電子記録媒体」に改め、同条第4号中「この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

設置場所	数量
草津川隧道	2
市道宮町洪川線と市道大路27号線の交点付近	2
市道宮町洪川線と県道下笠大路井線の交点付近	1
市道宮町洪川線と市道大路12号線の交点付近	3
市道大路12号線と市道大路14号線の交点付近	2
市道大路野村線と市道大路14号線の交点付近	2
市道大路23号線と県道下笠大路井線の交点付近	1
市道大路24号線内	1
市道大路23号線内	2
市道宮町洪川線と市道大路11号線の交点付近	3
草津市まちなか交流施設	1

（草津市まちなか交流施設における防犯カメラの設置および運用に関する要綱の廃止）

第2条 草津市まちなか交流施設における防犯カメラの設置および運用に関する要綱（平成21年草津市告示第132号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和2年3月10日から施行する。

（令和2年3月10日掲示済み）

草津市告示第48号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年3月12日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税更正・決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和2年3月19日に送達があったものとみなす。

氏名	住所	送達日	送達場所	備考
山田 太郎	〒330-0001 草津市宮町一丁目1番1号	令和2年3月19日	草津市役所 総務課	
田中 花子	〒330-0002 草津市大路二丁目3番2号	令和2年3月19日	草津市役所 総務課	
佐藤 一郎	〒330-0003 草津市宮町三丁目5番1号	令和2年3月19日	草津市役所 総務課	
鈴木 美咲	〒330-0004 草津市大路四丁目7番3号	令和2年3月19日	草津市役所 総務課	
高橋 健太	〒330-0005 草津市宮町五丁目9番4号	令和2年3月19日	草津市役所 総務課	

（令和2年3月12日掲示済み）

草津市告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規

定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

この関係図面は、令和2年3月12日から令和2年3月27日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月12日

草津市長 橋川 渉

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
9733	山寺東23号線	草津市山寺町字松田	
		草津市山寺町字松田	

(令和2年3月12日掲示済み)

草津市告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和2年3月12日から令和2年3月27日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月12日

草津市長 橋川 渉

道路の種類 市道

路線名	区間	敷地の幅員	延長 (m)	備考
		最小~最大(m)		
9733	山寺東23号線	草津市山寺町字松田629番1	7.0~12.1	165.8
		草津市山寺町字松田623番1		

(令和2年3月12日掲示済み)

草津市告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和2年3月12日から令和2年3月27日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月12日

草津市長 橋川 渉

道路の種類 市道

路線名 9709山寺東9号線

道路の区域

区間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市山寺町字元田622番3	変更前	7.2~7.4	22.7	
	変更後	7.4~10.7	22.7	
草津市山寺町字松田623番1				

(令和2年3月12日掲示済み)

草津市告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年3月12日から令和2年3月27日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月12日

草津市長 橋川 渉

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始日	備考
9709	山寺東9号線	草津市山寺町字元田622番3	令和2年3月12日
		草津市山寺町字松田623番1	
9733	山寺東23号線	草津市山寺町字松田629番1	令和2年3月12日
		草津市山寺町字松田623番1	

(令和2年3月12日掲示済み)

草津市告示第53号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条ならびに住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条および第12条第1項の規定により、次の者の住民票を消除したが、次の者に通知することが困難であるため、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年3月13日

草津市長 橋川 渉

住 所	氏 名
草津市上笠四丁目3番29号 センチュリーハイツ木村 1307号	井上 優人

(令和2年3月13日揭示済み)

公 告

公 告

都市計画変更案の縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、大津湖南都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間の満了の日までに草津市長に意見書を提出することができる。

令和2年3月3日

草津市長 橋川 渉

1 都市計画の種類

大津湖南都市計画用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

草津市南草津二丁目の一部

3 都市計画案の縦覧場所

草津市草津三丁目13番30号

草津市都市計画部都市計画課

4 縦覧期間

令和2年3月3日（火）から令和2年3月17日（火）まで

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(令和2年3月3日揭示済み)

公 告

都市計画変更案の縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、大津湖南都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間の満了の日までに草津市長に意見書を提出することができる。

令和2年3月3日

草津市長 橋川 渉

1 都市計画の種類

大津湖南都市計画地区計画

2 地区計画の名称

野路西部地区地区計画

3 地区計画の位置および区域

草津市野路町の一部、南草津一丁目の全部、南草津二丁目の全部、南草津三丁目の全部、南草津四丁目の一部、南草津五丁目の一部

4 縦覧場所

草津市草津三丁目13番30号

草津市都市計画部都市計画課

5 縦覧期間

令和2年3月3日（火）から令和2年3月17日（火）まで

6 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(令和2年3月3日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和2年3月4日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市木川町1296番地16 堀田 隆三	草津市下笠町字唐戸田1499番 3の一部	216.86㎡	令和2.3.4	1462

(令和2年3月4日揭示済み)

公 告

草津農業振興地域整備計画変更の縦覧について
 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第
 58号）第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整
 備計画を変更したので、同条第4項において準用する
 同法第12条第1項の規定により公告し、次により縦覧
 に供する。

令和2年3月9日

草津市長 橋 川 渉

- 1 変更した農業振興地域整備計画の名称
 草津農業振興地域整備計画
- 2 縦覧場所
 草津市役所環境経済部農林水産課
 草津市草津三丁目13番30号

(令和2年3月9日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和2年3月12日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
野洲市栄34-15 株式会社 HAYASHI 代表取締役 林 浩昭	草津市草津町字駒坂1868番8 外3筆	1,098.48㎡	令和2.3.12	1463

(令和2年3月12日掲示済み)

公 告

申告期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）の規定により、令和2年度市民税県民税の申告期限を令和2年4月16日まで延長する。

令和2年3月12日

草津市長 橋 川 渉

(令和2年3月12日掲示済み)

教育委員会規則

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月2日

草津市教育委員会

教育長 川那邊 正

草津市教育委員会規則第1号

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則（平成27年草津市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 草津市立笠縫東こども園

- (2) 草津市立志津こども園

- (3) 草津市立山田こども園

- (4) 草津市立常盤こども園

- (5) 草津市立老上こども園

- (6) 草津市立玉川こども園

第3条を次のように改める。

(利用定員)

第3条 預かり保育の利用定員は、前条各号に掲げる施設（同項において「各園」という。）ごとに1日につき30人以内とし、教育委員会が各園の状況に応じて定めるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の預かり保育の申込みおよびこれに対する承認の手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(令和2年3月2日掲示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第3号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和2年3月2日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

- 1 期 日 令和2年3月23日(月) 午前10時00分
2 場 所 教育委員会室

(令和2年3月2日揭示済み)

草津市教育委員会告示第4号

草津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年3月4日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

- 1 期 日 令和2年3月5日(木) 午後4時30分
2 場 所 教育委員会室

(令和2年3月4日揭示済み)

選挙管理委員会告示

草選委告示第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項および第75条第1項ならびに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数ならびに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和2年3月2日現在において、次のとおりである。

令和2年3月2日

草津市選挙管理委員会

委員長 本間道明

50分の1の数	2,163人
6分の1の数	18,021人
3分の1の数	36,048人

(令和2年3月2日揭示済み)

草選委告示第22号

令和元年9月8日執行の草津市議会議員一般選挙に係る公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定に基づく、同法第189条第1項の規定による公職の候補者の選挙運動に関する収入および支出の報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和2年3月9日

草津市選挙管理委員会

委員長 本間道明

(令和2年3月9日揭示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第2号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和2年3月2日

草津市農業委員会

会長 本間道明

- 1 期 日 令和2年3月10日(火) 午後1時30分
2 場 所 草津市役所 行政委員会室
3 付議案件
- 1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について(報告)
 - 2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について(報告)

- 3) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について（報告）
- 4) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 5) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 6) 農地法第5条の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて
- 7) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 8) 農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて
- 9) 草津農業振興地域整備計画の変更（用途変更）につき、意見を求めることについて

（令和2年3月2日揭示済み）

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第4号

草津市指定下水道工事店の代表者の異動について

次のとおり、草津市指定下水道工事店の代表者の異動があったので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第12条第4号の規定により告示する。

令和2年3月3日

草津市長 橋川 渉

指定下水道工事店

指定番号 157 株式会社奥村設備

	新	旧	異動年月日
代表者氏名	奥村 増也	奥村 増一	令和元年 11月12日

（令和2年3月3日揭示済み）

訂正

草津市公報第1号の訂正

令和2年1月15日発行の草津市公報第1号の一部に誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

目次中、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（総務課）」を「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（職員課）」に改める。

